

# 調 査 の し く み

## 1. 調査の目的

この調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

## 2. 調査の根拠

統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第23号）であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施されている。

## 3. 調査の期日

平成19年調査は、平成19年6月1日現在で実施した。

なお、商業統計調査は、平成9年以降の調査から5年ごとに本調査を実施し、本調査の2年後に簡易な調査を実施することとしている。これまでの過去の調査年次は次のとおりである。

調査年次	調査の種類	調査期日	調査年次	調査の種類	調査期日
昭和27年調査	甲・乙	9月1日	昭和54年調査	甲・乙・丙・丙の2	6月1日
昭和29年調査	"	"	昭和57年調査	"	"
昭和31年調査	"	7月1日	昭和60年調査	甲・乙	5月1日
昭和33年調査	"	"	昭和61年調査	丙	10月1日
昭和35年調査	甲・乙・丙	6月1日	昭和63年調査	甲・乙	6月1日
昭和37年調査	"	7月1日	平成元年調査	丙	10月1日
昭和39年調査	"	"	平成3年調査	甲・乙	7月1日
昭和41年調査	"	"	平成4年調査	丙	10月1日
昭和43年調査	"	"	平成6年調査	甲・乙	7月1日
昭和45年調査	"	6月1日	平成9年調査	甲・乙(本調査)	6月1日
昭和47年調査	"	5月1日	平成11年調査	甲・乙(簡易調査)	7月1日
昭和49年調査	"	"	平成14年調査	甲・乙(本調査)	6月1日
昭和51年調査	"	"	平成16年調査	甲・乙(簡易調査)	"

甲 調査 = 法人組織の卸売・小売業（昭和27年～33年は飲食店を含む）

乙 調査 = 個人組織の卸売・小売業（昭和27年～33年は飲食店を含む）

丙 調査 = 一般飲食店（昭和35年～51年はその他の飲食店を含む）

丙の2調査 = その他の飲食店

## 4. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類J - 卸売・小売業」に属する公営、民営の事業所を対象とする。

なお、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とする。また、有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札、有料道路内）にある別経営の事業所についても調査の対象とする。ただし、有料施設内であっても、前述以外の劇場内、運動競技場内などにある事業所は、原則として調査対象としない。

調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従の従業者がいる事業所については調査の対象とする。

## 5. 調査の系統

調査の系統及び調査方法は以下の、による。

申告者（事業所）が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による調査員調査方式  
商業企業の本社・本店等の傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式

## 6. 用語の定義

### (1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所すなわち一区画を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

### (2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所

主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）などを販売する事業所

製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的・管理的事務を行っている事業所を除く）

例えば家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業でなく卸売業とする。

主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商・仲立業）。代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

### (3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。

ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（サービス業（他に分類されないもの））である。この場合、修理のために部品などを取り替えても、商品の販売とはしない。

製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

## ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事業所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

## 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

### (4) 単独事業所

他の場所に同一経営の本社、本店、支社、支店、営業所などを持たない事業所をいう。

### (5) 本店・支店

#### 本店について

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本店とし、他の事業所は支店とする。

#### 支店について

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称を持つ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品に売買を主として行っている事業所を含む。また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

### (6) 従業者及び就業者

平成 19 年 6 月 1 日現在で、この事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」、「出向・派遣受入者」を併せたものをいう。

「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際に業務に従事している者をいう。

「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ ア、イ以外の雇用者のうち、平成 19 年の 4 月、5 月のそれぞれの月に 18 日以上雇用されていた者

「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で 1 か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

「派遣・下請受入者」とは、他の会社など別経営の事業所から派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。

「パート・アルバイト等の 8 時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイト等従業者について平均的な 1 日当たりの労働時間である 8 時間に換算したものをいう。

(7) 年間商品販売額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

(8) その他の収入額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

なお、「製造業出荷額」とは、自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額、受託製造の加工賃収入額。「飲食部門収入額」とは、飲食できる設備を有し、その場所で料理等を飲食させた収入額。「サービス業収入額」とは、販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、D P E 取次手数料などのサービスの提供に対する収入額。

(9) 商品手持額

平成 19 年 3 月末日現在、販売目的で保有している全ての手持商品額（仕入れ時の原価による）。

(10) 販売方法

現金販売...小切手、商品券、プリペイドカード、デビットカードによる販売も含める。

クレジットカードによる販売...購入者が信販会社等の提供（あっせん）する「クレジットカード」を利用して、商品をクレジット販売するものをいう。

掛売・その他...「クレジットカードによる販売」以外の信用販売をいう。

手形による取引、クレジットカードを用いない割賦販売、非割賦販売等をいう。

また、新聞、牛乳の月極販売も含む。

(11) 商品販売形態（小売業のみ）

店頭販売...店頭で商品を販売した場合をいう。なお、定期的に家庭を訪問又は注文を受けて配達販売する御用聞き及び一定地区を巡回するような移動販売も含む。

訪問販売...セールスマン等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。

通信カタログ販売...カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いて P R を行い、消費者から郵便、電話、銀行振込などの通信手段による購入の申込を受けて商品を販売した場合をいう。

自動販売機による販売...商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

その他...ピザの宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」や新聞、牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(12) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっているこ

と、 店に備え付けの買物カゴ、ショッピングカートなどで客が自由に商品を取り集められる形式、売場の出口などに設けられた精算所(レジ)において、客が一括して代金の支払いを行う形式、の三つの条件を兼ねている場合をいう。商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

(13) 売場面積(小売業のみ)

平成19年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また他に貸している店舗(テナント)分は除く)をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車(新車・中古)小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(14) 営業時間(小売業のみ)

平成19年6月1日現在の開店、閉店時刻をいう。

ただし、牛乳小売業、新聞小売業の事業所については営業時間の調査を行っていない。

(15) 来客用駐車場(小売業のみ)

平成19年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお、ガソリンスタンドについては調査をしていない。

- ・専用駐車場...自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。
- ・共用駐車場...他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明白になっていない来客用の駐車場をいう。
- ・収容台数(専用駐車場...満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。

(16) チェーン組織への加盟(小売業のみ)

フランチャイズ・チェーン加盟...商業事業所(フランチャイジー)が他の商業事業所(フランチャイザー(本部))との間に契約を結び、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいう。

ボランティア・チェーン加盟...事業所が同一業種の事業所どうして本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいう。

(17) 商業企業

経営組織が株式会社、有限会社、合名会社、合資会社及び相互会社で、本店と支店を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで商業企業となる。

(18) 商業企業事業所

本店を含めた企業全体の商業事業所数

(19) 商業企業従業者数

企業全体の商業事業所における従業者数。商業以外の事業を行っている事業所の従業者は除く。

(20) 商業企業年間商品販売額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の企業全体の商業事業所における商品販売額（企業外への商品販売額）

(21) 商業企業年間仕入額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の企業全体の商業事業所における商品の仕入額（企業外からの仕入額）

(22) 電子商取引

商取引のうち、物品の受発注の一部でもコンピュータを介したネットワーク上(インターネットを含む)で行っていることをいう。ただし、商業統計調査では年間仕入額、年間商品販売額に占める電子商取引の割合が 1 %以上のものについて集計している。

(23) 業態別統計表の数値について

付表 E に掲げる数値については、調査結果のうち小売業を営む事業所について、別表の「業態分類表」のとおり、業態区分の定義に従って再集計したものである。

## 7. 産業分類の格付け方法

産業分類別統計表は、原則として日本標準産業分類に基づき、産業分類の格付けを行って事業所の数値を集計している。

### (1) 一般的な産業分類の格付け

数種類の商品を販売している事業所の産業分類は、原則として次の方法により決定される。

まず、年間商品販売額のうち、卸売業、小売業のそれぞれの販売額を比較して、いずれの分類に該当する商品販売額が多いかによって、卸売業か小売業かを定める。

次に卸売業か小売業になった場合は、販売額のうち商品分類番号の上位 2 桁で最も多いものによって中分類業種を決め、その中分類に属する商品のうち商品分類番号の上位 3 桁で最も多いものによって小分類業種を決める。

さらに、その小分類に属する商品のうち商品分類番号の上位 4 桁で最も多いものによって細分類業種を決める。

### (2) 例外的な産業分類の格付け

「4911 各種商品卸売業（従業者が常時 100 人以上のもの）」

卸売業の小分類番号 501 から 549 までの小分類に該当する生産財（501、522、523、524）資本財（同 521、531、532、533、539）消費財（同 502、511、512、541、542、549）の 3 財の商品を卸売し、各小分類の販売額が卸売販売額の 10%以上の事業所で、従業者が 100 人以上の事業所をいう。

「4919 その他の各種商品卸売業」

卸売業の小分類番号 501 から 549 までの小分類に該当する生産財（501、522、523、524）資本財（同

521、531、532、533、539) 消費財(同502、511、512、541、542、549)の3財の商品を卸売し、各小分類の販売額が卸売販売額の50%に満たない事業所で、従業者が100人未満の事業所をいう。

「5511 百貨店、総合スーパー」

衣(中分類56)食(同57)住(同58、59、60)にわたる商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の事業所で、従業者が50人以上の事業所をいう。

「5599 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)」

衣(中分類56)食(同57)住(同58、59、60)にわたる商品を小売し、そのいずれの商品も小売販売額の50%に満たない事業所であって、かつ、従業者が50人未満のものを格付けする。

「5711 各種食料品小売業」

産業分類の頭2桁で、57が最も大きく上位5品目が572から579のうち、3品目以上の商品を小売し、そのいずれの商品も飲食料品小売販売額の50%に満たない事業所は、「5711 各種食料品小売業」に格付けする。

「5791 コンビニエンスストア」

コンビニエンスストアとは、売場面積が30㎡以上250㎡未満で食料品を中心に扱っており、営業時間が14時間以上、かつセルフサービス方式を採用している事業所をいう。

「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

販売額に占めるたばこ・喫煙具の販売額が90%以上あるときは「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」に格付けする。ただし、90%に満たないときは、たばこ・喫煙具以外の商品の販売額によって格付けする。

## 8. 利用上の注意

- (1) 売場面積については、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、新聞小売業及びガソリンスタンドでは調査していないため、集計数値に含まれていない。
- (2) 本調査では、別の場所にある石油販売会社が管理する油槽所、百貨店の自家用倉庫などは、独立した一つの事業所としないで、商店の付随事業所として取り扱う。
- (3) 自動販売機は、それ自体が事業所ではないが、商店が管理しているもののみを、それを管理している事業所の販売額に含めて集計される。
- (4) 「第33表 商品分類別統計表」の事業所数は、該当商品を販売している事業所数であるため、他の統計表中の事業所数とは一致しない。
- (5) この調査報告書の数値は、本市において独自に集計したものであり、経済産業省及び山形県から公表される数値と一部異なる場合がある。
- (6) 「調査結果の概要」、「付表」では、商業統計調査の前回本調査の平成14年調査の数値を掲載し、時系列比較をしている。平成16年調査は簡易調査として実施したため、調査に用いた商品分類・産業分類の格付け方法が本調査とは一部異なっていること、さらに本調査では調査対象にしている地方公共団体に属する商業事業所を対象外にしていることから掲載・比較していない。

- (7) 単位未満の数字を四捨五入したため、内訳合計と総数が一致しない場合がある。
- (8) 統計表中の符号は次のとおりである。
- [ - ] ... 皆無又は該当のないもの
  - [ 0 ] ... 単位未満のもの
  - [ ... ] ... 不詳のもの
  - [ ] ... 負数のもの
  - [ × ] ... 事業所数が1又は2の場合に、秘密の保持上秘匿したことを示す。また、事業所数3以上であっても、各統計表の関連から秘匿したものもある。
- イタリック数字 ... ×と合算したもの

この報告書に関するお問合せは、下記までお願いいたします。

鶴岡市企画部企画調整課 統計調査担当

〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号 0235(25)2111 内線526



(別表)業態分類表

区分	セルフ方式(注1)	取扱商品(注2)	売場面積	営業時間	備考
1. 百貨店					「1百貨店」及び「2総合スーパー」は、産業分類「551百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所である。  「551百貨店、総合スーパー」とは、衣・食・住にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業者が50人以上の事業所をいう。
1 大型百貨店	×		3000㎡以上(都特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2 その他の百貨店			3000㎡未満(都特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
2. 総合スーパー					
1 大型総合スーパー			3000㎡以上(都特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2 中型総合スーパー			3000㎡未満(都特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
3. 専門スーパー					
1 衣料品スーパー		衣が70%以上	250㎡以上		
2 食料品スーパー		食が70%以上			
3 住関連スーパー		住が70%以上			
うちホームセンター		住関連スーパーのうち5991+5992+6022が70%未満			
4. コンビニエンスストア		飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上	産業分類「5791コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
うち終日営業店				終日営業	
5. ドラッグストア		産業「601」であって、6011を扱っていること			
6. その他のスーパー					2,3,4,5以外のセルフ店
うち各種商品取扱店(注3)					
7. 専門店					
1 衣料品専門店	×	561,562,563,564,5691,5692,5699のいずれかが90%以上			
2 食料品専門店		572,573,574,575,576,577,5792,5793,5794,5795,5796,5797,5799のいずれかが90%以上			
3 住関連専門店		5811,5812,5813,5814,582591,592,599,601,602,603604,605,606,607,6091,6092,6093,6094,6095,6096,6097,6099のいずれかが90%以上			
8. 中心店					7に該当する小売店を除く
1 衣料品中心店	×	衣が50%以上			
2 食料品中心店		食が50%以上			
3 住関連中心店		住が50%以上			
9. その他の小売店					1,7,8以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店(注3)	×				

(注1)「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2)「取扱商品」の3桁及び4桁の番号は、日本標準産業分類の分類番号に準拠している。また「衣」「食」「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(56)、食(57)、住(58～60)に分類して集計したものをいう。

(注3)「各種商品取扱店」とは、「559その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストアの定義に該当しない事業所であって、「6その他のスーパー」はセルフ方式を採用している事業所、「その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。